

県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十六号

県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表二十八の項中「一五〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に改め、同表備考三「二十四の項」を「二十八の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。